

【 死 亡 後 の 手 続 き チェ ッ ク 表 】

各手続きの際は、担当窓口にて提出書類を再度ご確認ください。

手続きの内容		チ ェ ッ ク	請求期間	手 続 き に 必 要 な 書 類							提 出 先					
				印 鑑	印鑑証明	戸籍謄本	除籍謄本	住民票	死亡診断書	そ の 他						
国民健康保険	葬祭費		2年以内	○						※1	健康保険証	※1 会葬礼状ハガキ・新聞広告・葬儀社領収書 【上記いずれか 新聞(コピー可)・領収書はフルネームのもの】	各市町村役場			
協会けんぽ 健康保険	埋葬料		2年以内	○						○	健康保険証		勤務先の健康保険組合 又は管轄の協会けんぽ各支部			
	埋葬費 (身寄り無しの場合)		2年以内	○						○	健康保険証	葬儀費用の領収証	勤務先の健康保険組合 又は管轄の協会けんぽ各支部			
	家族埋葬料 (扶養家族死亡の場合)		2年以内	○						○	健康保険証		勤務先の健康保険組合 又は管轄の協会けんぽ各支部			
年金受給停止			国民年金14日以内 厚生年金10日以内			○	○	○※2	○	○	年金証書	※2 住民票は故人を含めた全員のもの	国民年金→各市町村役場 厚生年金→管轄の年金事務所			
国民年金	遺族基礎年金		5年以内	○		○		○	○	○	年金手帳		各市町村役場又は管轄の年金事務所			
	寡婦年金		5年以内	○		○		○		○	年金手帳	生計を共にしていた事を証明するもの	各市町村役場又は管轄の年金事務所			
	死亡一時金		2年以内	○		○		○		○	年金手帳		各市町村役場又は管轄の年金事務所			
厚生年金 ※共済年金も同様	遺族厚生年金 (遺族共済年金)		5年以内	○		○		○	○	○	年金手帳	所得を証明するもの	故人の勤務先・管轄の年金事務所 (共済年金は、所属の共済組合)			
銀行預金	名義変更			○	○	○	○					(銀行によっては、遺産分割協議書や原戸籍謄本などの書類が必要な場合もある)	各銀行			
生命保険	保険金		2年以内	○	○	○	○		○	○	保険証書	保険会社により必要書類は異なる(請求者の身分証明書類・最終分の保険料領収証など)	各保険会社			
生命保険付住宅ローン				○	○	○	○		○			保険証書又は最終分の保険料領収証	借入先の金融機関			
かんぽ生命	保険金		5年以内	○	○	○	○		○	○	保険証書	受取人(請求人)の身分証明書類	郵便局			
労災保険	葬祭料		2年以内	○						○		(葬儀を執り行う身内がなく、社葬として会社が葬儀を行った場合、その会社に支給される)	所轄の労働基準監督署			
	遺族(補償)給付		5年以内	○		○				○		故人の収入によって生計を維持していた事を証明する書類 (その他、状況により提出書類が異なるので確認が必要)	所轄の労働基準監督署			
雇用保険	未支給・基本手当		1ヵ月以内	○		○	○	○	○	○	受給資格者証	失業認定書	管轄の公共職業安定所			
電 話	名義変更			○		○	○※3			○		※3 死亡日が確認できる除籍謄本 (116にTEL→申請書類を取り寄せること)	NTT			
電気・ガス・水道	名義変更			○								(申し出のみで可能)				
自動車	名義変更 (移転登記)			○	○	○	○	○			自動車検査証	移転登録申請書	遺産分割協議書	自動車検査証記入申請書	運輸支局	
不動産	名義変更			○	○	○	○					所有権移転(保存)登記申請書	固定資産課税台帳登録証明書	遺産分割協議書	法務局・登記所	
有価証券 (株式など)	名義変更			○	○	○	○					遺産分割協議書		各証券会社		
相続税	申 告		10ヵ月以内	○	○	○	○				遺言書の写し (ある場合のみ)	遺産分割協議書 (写し)	固定資産評価証明書	預貯金残高証明書	(提出書類が多いので 税務署で確認が必要)	故人居住地の税務署
故人の確定申告	準確定申告		4ヵ月以内	○							源泉徴収票 (故人のもの)	控除(医療費・〈社会・損害・生命〉保険料等)となる証明書、領収証		故人居住地の税務署		
高額療養費	還付手続き		領収証日付 から2年以内	○							健康保険証	医療機関の領収証(場合によって、健康保険組合からの案内のハガキ)	勤務先の健康保険組合 又は管轄の協会けんぽ各支部 国民健康保険→各市町村役場			
児童扶養手当	認定手続き			○								戸籍謄本など		各市町村役場		